

本日の内容

1 「新型コロナ安心対策認証店」認証制度 について

2 クラスタ発生の原因、審査でのよくある指導事例

3 感染対策チェックリストを活用した自主点検・相互点検について

クラスター発生の原因、 審査でのよくある指導 事例

第6波以降飲食店でのクラスター発生事例は5件

原因① マスク着用

- ▶ 接待を伴う飲食店においてパーティションが設置されていない中で、マスクを外す、あごマスクでの飲食
- ▶ 従業員・利用者のマスク着用不徹底

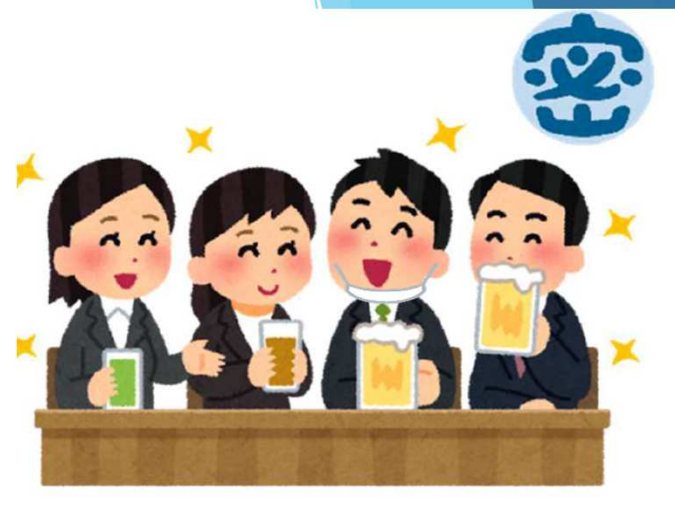


- ・ マスクは正しく着用しましょう。
- ・ 会話時のマスク着用の徹底をしましょう。
- ・ 掲示などでお客様にも呼びかけをしましょう。

原因② ディスタンス

- ▶ 密な状態での飲食、喫煙

- ・パーティションを設置する、斜めがけでの配席でフィジカルディスタンスを確保しましょう。



原因③ 従業員の体調管理

- ▶ 体調不良の従業員が出勤

- ・出勤前に体温を測定し、風邪症状がないか確認しましょう。
- ・体調が悪い場合は出勤を控えましょう。

原因④ 換気

- ▶ 換気扇を常時稼働していない。
- ▶ 定期的な空気の入れ換えができていない。



- 換気扇は常時稼働しましょう
- 換気扇の換気量が不十分な場合は、30分毎に5分程度の換気を行きましょう。
- 換気を目安としてCO₂センサーを活用しましょう。

原因⑤ 喫煙

- ▶ マスクを外し密な状況での喫煙
- ▶ 換気が不十分な状況での喫煙

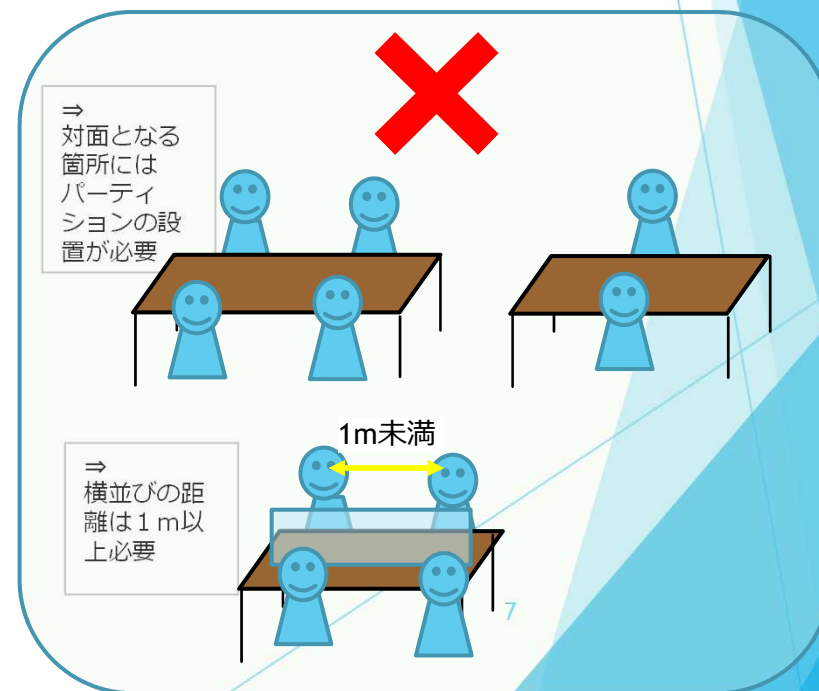
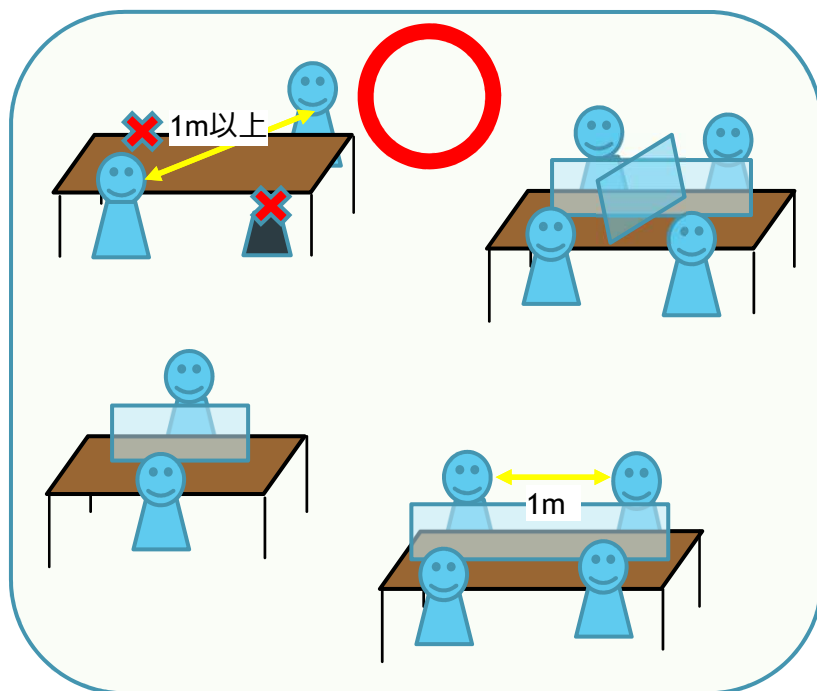


認証店に対する 定期巡回での指摘事項

認証店の定期巡回を行っています。

指摘事項① ディスタンス

- ▶ パーティションの設置なしに対面での配席
- ▶ 認証時に斜めがけで配席するとの対策が、4人掛けとなりフィジカルディスタンスが確保できていない
- ▶ 定員を制限し、ディスタンスを確保することで認証を取得していたが、来店客に対応するため定員以上の受け入れを行っていた



指摘事項② 消毒

▶ 適切な濃度の消毒が設置されていない。

主な用途	
石けん・ハンドソープによる手洗い	手指
アルコール (60%以上95%以下)	手指 物品
熱水	物品
塩素系漂白剤等 (次亜塩素酸ナトリウム 0.05%以上)	物品

家庭用洗剤等 (界面活性剤・第4級アンモニウム塩) 物品*

- ▶ 直鎖アルキルベンゼンスルホン酸ナトリウム (0.1%)
- ▶ アルキルグリコシド (0.1%)
- ▶ アルキルアミノオキシド (0.05%)
- ▶ 塩化ベンザルコニウム (0.05%)
- ▶ 塩化ベンゼトニウム (0.05%)
- ▶ 塩化ジアルキルジメチルアンモニウム (0.01%)
- ▶ ポリオキシエチレンアルキルエーテル (0.2%)
- ▶ 純石けん分 (脂肪酸カリウム) (0.24%)
- ▶ 純石けん分 (脂肪酸ナトリウム) (0.22%)

*手指には、家庭用洗剤は使わず、手指用製品を用いてください。

使用方法

- ・住宅・家具用洗剤は、製品に記載された使用方法に従ってそのまま使う。
- ・台所用洗剤は、100分の1に薄めて、(水500mlに小さじ1杯)きれいな布などに浸して拭き取る。

・有効な界面活性剤が含まれる「家庭用洗剤」の製品リストを公開しています。



使用方法

- ・汚れをあらかじめ落としておく。十分な量の次亜塩素酸水で消毒したいモノの表面を七タヒタに濡らし、拭き取る。

使用方法

- ・汚れをあらかじめ落としておく。次亜塩素酸水の流水で、消毒したいモノに掛け流し、拭き取る。



次亜塩素酸水 (注1) 物品

拭き掃除に使うとき

- ▶ 有効塩素濃度80ppm(=0.008%)以上のもの (注2)

※ジクロロイソシアヌ酸ナトリウムを水に溶かしたものは100ppm以上
※その他の製法によるものは、製法によらず、必要な有効塩素濃度は同じ
※元の汚れがひどい場合は200ppm以上が望ましい

流水で掛け流すとき

- ▶ 有効塩素濃度35ppm(=0.0035%)以上のもの

指摘事項③ 従業員教育

- ▶ 従業員が施設の感染防止対策について認識していない。

指摘事項④ ゴミ処理

- ▶ ゴミ回収時に手袋を着用していないなど、感染防止対策がとれていない



手袋未着用